記者発表資料

令和元年７月９日
国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所

建設業の働き方改革に向けて！

～今国会で成立した改正建設業法等の説明会を能代河川国道事務所で聴講できます～

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、今国会において、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正されました。

国土交通省東北地方整備局は、上記法律改正に関する**「説明会」を７月１２日（金）に開催**することとしています。

能代河川国道事務所では、当管内の関係者が説明会場（仙台市）より遠いこともあり、より多くの方々の参加を可能にするため、上記**「説明会」**を**「テレビ会議方式」にて聴講できるよう**にしましたので、お知らせします。

（参加対象者として、管内の３地域振興局、９市町村、４建設業協会宛に、参加案内しております。）

■ 日　時：**令和元年7月12日(金)**
第一部　10時00分 ～ 12時00分(受付は9時30分から)
第二部　13時30分 ～ 16時30分(受付は13時00分から)

■ 場　所：**能代河川国道事務所　２階 大会議室**

■ 内　容：**第一部：建設業法、入契法中心の説明**
第二部：第一部の内容に加えて、品確法について、詳しく説明

＜発表記者会：県政記者会・能代市記者ｸﾗﾌﾞ・大館市記者ｸﾗﾌﾞ・北秋田市記者ｸﾗﾌﾞ・専門紙＞

問い合わせ先

国土交通省　東北地方整備局　能代河川国道事務所
能代市鰄渕字一本柳97-1　TEL 0185-70-1001（代表）

事業対策官　鈴木（すずき）　浩（ゆたか）　（内線208）
建設専門官　小松（こまつ）　剛（つよし）　（内線402）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和元年　7月　1日
東 北 地 方 整 備 局

「改正建設業法等説明会」の参加者募集締め切りについて

令和元年7月12日（金）に開催いたします「改正建設業法等説明会」について、参加者を募集していたところですが、第一部、第二部ともに定員に達したため、募集を締め切りいたしました。

なお、本説明会資料については、説明会終了後、本省ホームページ及び東北地方整備局ホームページに掲載いたします。

また、本説明会の内容（建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律）について、各県単位での説明会の実施については、今後、関係機関と調整してまいります。

「改正建設業法等説明会」
日時　：令和元年　7月12日（金）

●第一部　　10時00分から12時00分
●第二部　　13時30分から16時30分まで

【問い合わせ先】
国土交通省　東北地方整備局　　電話番号：022－225－2171（代表）
（説明会全体について）建政部　建設産業課長　家久来　隆男（かくらい　たかお）（内線6141）
建 設 専 門 官　齋 藤　和 夫（さいとう　かずお）（内線6142）
（品確法改正について）企画部　技術管理課長　赤平　勝也（あかひら　かつや）（内線3311）

国土交通省
Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

Press Release

令和元年　6月28日
東北地方整備局

建設業の働き方改革に向けて！

～今国会で成立した改正建設業法等の内容について説明会を開催します～

建設業の働き方改革を進め、将来の担い手を確保するため、今国会において、建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、公共工事の品質確保の促進に関する法律が改正されました。

今般の改正により、建設工事の注文者は、当該建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して、著しく短い期間を工期とする請負契約を締結することが禁止されるとともに、当該規定に違反した発注者（当該請負契約の金額が一定額以上であるものに限る。）に対して、特に必要があると認めるときは、国土交通大臣等が必要な勧告をすることができること等とされたところです。

今般の改正は、一部の規定を除き、改正法の公布（令和元年６月１２日）から起算して一年六月を越えない範囲内において政令で定める日から施行されます。

これらの改正の趣旨及び内容の周知を図る観点から、東北地方整備局では、以下のとおり、発注者や建設企業等を対象に説明会を開催いたします。

1. 日時　：令和元年　7月12日（金）
※どちらかの時間帯にお申込みください。
●第一部　　10時00分から12時00分（受付は9時30分から）
説明内容：建設業法等改正について

●第二部　　13時30分から16時30分まで（受付は13時00分から）
説明内容：第一部の内容に加えて、公共工事の品質確保の促進に関する法律について、詳しく説明いたします。

2. 対象者　：建設企業・建設業団体・行政書士・民間発注者、
国の機関・都道府県・市町村の発注担当部局・建設業許可部局など

3. 場所　：仙台合同庁舎B棟　12階　大会議室　（仙台市青葉区本町３－３－１）

4. 申込方法
事前に申し込みが必要となります。別紙様式【参加希望者用】に記載のうえ、FAXにて申込みお願いいたします。会場の都合上、各時間帯で定員100名になり次第締め切りさせていただきます。**また、当日は公共交通機関でお越しください。※参加申込書は、第一部と第二部でちがいますので、お間違えないようお願いたします。**

5. 取材について
本説明会の取材を希望される方は、別紙様式【報道機関用】にお名前・ご所属・ご連絡先を記載のうえ、FAXにて送付お願いいたします。取材は全て公開ですが、カメラ撮りは冒頭のみとさせていただきます。

＜発表記者会＞
青森県政記者会、岩手県政記者クラブ、宮城県政記者会、秋田県政記者会、山形県政記者クラブ、福島県政記者クラブ、東北専門記者会、東北電力記者会

【問い合わせ先】　国土交通省　東北地方整備局　　電話番号：022－225－2171（代表）
（説明会全体について）　建政部　建設産業課長　家久来　隆 男（かくらい　たかお）（内線6141）
建設専門官　齋 藤　和 夫（さいとう　かずお）（内線6142）
（品確法改正について）　企画部　技術管理課長　赤 平　勝 也（あかひら かつや）（内線3311）

※令和元年６月25日記者発表資料の追加（赤文字）です。
別紙資料等については変更ございません。